

中村学園大学教員による研究活動上の不正行為の認定について

1. 発覚の時期及び契機

令和元年 6 月 19 日、匿名の第三者から本学流通科学部教員(以下、被通報者という。)が発表した研究論文に「盗用」の疑いがある旨の通報を受けたと、文部科学省から本学に回付された。

2. 調査に至った経緯等

「中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」(以下、本規程という。)第 14 条に基づき、6 月 20 日に予備調査委員会を設置し、7 月 1 日に予備調査委員会を開催する等の調査を行った結果、通報内容の相当部分に特定不正行為(盗用)が疑われることを確認した。

7 月 4 日、予備調査委員会の報告を受け、本規程第 16 条に基づき、被通報者が執筆している 6 編の論文を調査対象とする「研究活動の不正行為に係る調査委員会」(以下、調査委員会という。)の設置を決定し、同月 16 日付で調査委員会を設置した。

(7 月 17 日、匿名の第三者から、被通報者が発表した別の研究論文に「盗用」の疑いがある旨の通報を受けたと、文部科学省から本学に回付されたが、当該論文が調査委員会における調査対象に含まれていたことから、別途予備調査は実施しなかった。)

3. 調査体制

本規程第 17 条に基づき、以下 4 名(学内委員 2 名、学外委員 2 名)を構成員とする調査委員会を組織した。

4. 調査内容

(1) 調査期間(予備調査等を含む)

令和元年 6 月 19 日～10 月 10 日

※調査委員会開催 8 月 5 日(月) 14:00～17:03 (被通報者への聞き取り調査含む)

(2) 調査対象者(被通報者)

徐 涛 中村学園大学流通科学部准教授

(3) 調査対象論文

被通報者が執筆した論文 6 編

(4) 調査方法・手順

通報に基づき作成した対応表に加え、予備調査委員会及びそれ以降に判明した不正行為の疑いのある論文についてもそれぞれ対応表を作成し、詳細に照合・精査した。さらに、8 月 5 日に開催した調査委員会において、被通報者から、通報内容等に対する異議の有無等、聞き取り調査を実施し、その内容と合わせ検証を行った。

5. 調査結果の概要

(1) 不正行為に係る研究者

徐 涛 中村学園大学流通科学部准教授

(2) 認定した特定不正行為等の種別

盗用、二重投稿

(3) 特定不正行為等が行われた経費

基盤的経費(学内において配付された基盤研究費)

(4) 特定不正行為等の具体的内容

調査した論文 6 編のうち 5 編について、不正行為があったと認定した。

■ 論文 A

インターネット上の記事(ブログ等)からの転記が数多く見られる上、論文巻末に参考文献としての記載はあるが、引用箇所の具体的な表記をしないまま本文中に引用するなど、不適切な引用が行われている。よって、本規程で定義する「盗用」があったと判断する。

■ 論文 B

過去に被通報者自身が執筆した論文の一部をそのまま転記しているものが大部分を占め、論文巻末に参考文献としての記載はあるが、引用箇所の具体的な表記をしないまま本文中に引用するなど、不適切な引用が行われている。よって、本規程で定義する「研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの」、本件の場合「二重投稿」があったと判断する。また、参考文献については、過去の論文からそのまま転記し、番号等の整理を怠っている。

■ 論文 C

インターネット上の記事(ブログ等)からの転記が 23 ヶ所あり、引用したこと自体を全く記載していないものや、論文巻末に参考文献としての記載はあるが引用箇所の具体的な表記をしないまま本文中に引用するなど、不適切な引用が行われている。また、その中には、過去に被通報者自身が執筆した論文や、上記論文 A 及び論文 B との重複も見られる。よって、本規程で定義する「盗用」及び「二重投稿」があったと判断する。

■ 論文 D

過去に被通報者自身が執筆した論文や上記論文 A・論文 B 及び論文 C との重複が見られ、論文巻末に参考文献としての記載はあるが引用箇所の具体的な表記をしないまま本文中に引用するなど、不適切な引用が行われている。また、一部インターネット上の記事(ブログ等)からの転記も見られる。他者が論述したものを適切に引用せずにそのまま転記したことは、問題である。よって、本規程で定義する「盗用」及び「二重投稿」があったと判断する。

■ 論文 E

インターネット上の記事(ブログ等)からの転記が 29 ヶ所あり、論文巻末に参考文献としての記載はあるが、引用箇所の具体的な表記をしないまま本文中に引用するなど、不適切な引用が行われている。その中には、過去に被通報者自身が執筆した論文や上記論文 A・論文 B・論文 C 及び論文 D との重複も見られ、引用方法が不適切である。市場の状況について、ブログ等記事をあたかも自身が調査したかのようにそのまま転記していることも問題である。よって、本規程で定義する「盗用」及び「二重投稿」があったと判断する。

(5) 特定不正行為等と認定した研究活動に対して支出された研究経費の額及び用途

経 費：大学の基盤的経費

支出額：¥20,000-(平成 30 年度 基盤研究費)

使 途：研究論文の査読・抜刷印刷代

6. 調査を踏まえた本学としての結論と判断理由

被通報者は、インターネット上の記事からの転記を多岐に渡り行い、本文中への明示など、適切な表記をしないまま引用を行っていた。また、過去に被通報者が執筆した論文(盗用があったと判断される論文を含む)からの二重投稿も多く見られた。

また、調査委員会において本人の弁明を直接聞き取ったところ、自身の倫理観の欠如及び論文を限られた時間で投稿しなくてはならないとの焦りによる不適切な引用を行ったことを認めた。

これらをもって、本規程第 2 条に基づき、研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったとして、特定不正行為である「盗用」及び「二重投稿」が行われたものと認定する。

7. 本学がこれまでに行った措置の内容

- (1) 本規程第 31 条第 1 項に基づき、調査結果が出るまでの間、当該研究費の一時的支出停止を命じた。
調査の結果、今年度被通報者へ配付した研究費による不正行為は認められなかったことから、(3)の処分を通知した時点で、一時的支出停止処分を解除した。
- (2) 不正行為を認定した論文の取下げ勧告等を行った。
- (3) 本学就業規則に基づき、停職 1 ヶ月の懲戒処分を行った。

8. 特定不正行為等の発生要因と再発防止策

本件は、被通報者の引用ルール等に関する認識不足ならびに研究倫理の欠如が原因となって起こった事案である。

本学では、以前から「中村学園大学(含む短期大学部)研究活動及び研究費の適正管理に関する規程」を制定するなど学内体制を整備していた。平成 26 年には、不正行為防止ハンドブックを作成し配布することで研究倫理意識の醸成に努め、平成 27 年度からは毎年 1 回、全教員・全大学院生及び関係事務職員を対象とした研究倫理研修会を開催し、研究倫理の重要性を周知してきた。また、平成 29 年 4 月には、「中村学園大学(含む短期大学部)研究活動上の不正行為及び研究費の不正使用に係る調査等に関する細則」を定めると共に、関連ルールについて上記研修会の場で説明してきた。

しかしながら、今回こうした事案が発生したことから、被通報者については研究活動上の基本的なルールへの理解が不十分であり、研究倫理に関する意識が希薄だったといえる。

今後、こうした研究不正行為が起らないよう、本学は再発防止策として以下の取組みを実施する。

- (1) 研究倫理研修会を今後も継続するとともに、今回の事案を含め具体事例を紹介し問題点を理解させるなど内容の見直しを行い、研究倫理と研究不正に対する認識を更に深める。
- (2) 研究者としての自覚を促すため、上記研修会の出席確認に際し、研究倫理を守り研究不正行為等を行わない誓約書を提出させる。
- (3) 上記研修会対象者に義務付けた研究倫理 e-ラーニング(eLCoRE、eAPRIN など)の受講について、定期的な再受講を検討する。
- (4) 学内の研究紀要、年報等の査読及び編集の厳格化を進め、不適切な行為の早期発見に努める。

以上